

郷土博物館整備に係る提言

令和3年3月12日

座間市郷土資料館整備事業検討委員会

目次

1	はじめに	
	(1) 座間市郷土資料館整備事業検討委員会について	1 ページ
	(2) 博物館の定義について	2 ページ
	(3) 施設の名称について	2 ページ
	(4) なぜ郷土博物館が必要なのか	3 ページ
2	座間市におけるこれまでの経緯と現状	
	(1) 旧歴史民俗資料館の整備と解体	4 ページ
	(2) 市史編さん事業における資料収集	5 ページ
3	郷土博物館を整備するにあたって必要なもの	
	(1) 場所	6 ページ
	(2) 組織	7 ページ
	(3) 展示物	8 ページ
	(4) 建設費	8 ページ
	(5) 市民の声	9 ページ
4	郷土博物館整備後の運営	
	(1) 郷土博物館整備後の組織	10 ページ
	(2) 資料収集・保管	10 ページ
	(3) 展示	11 ページ
	(4) 資料の調査・研究	12 ページ
	(5) 教育・普及活動等	12 ページ
	(6) ボランティアの導入	12 ページ
	(7) その他サービス	13 ページ
	(8) 管理・運営費等	13 ページ
5	おわりに	14 ページ

1 はじめに

近年、本市では、鈴鹿明神社に古くから伝えられてきた「北条藤菊丸棟札」の市重要文化財への指定、南栗原の「下谷（しもや）遺跡」発掘調査による「翡翠の太珠（たいしゅ）」の出土、高座海軍工廠で製造されていた戦闘機「雷電」部品の市民からの寄贈等、文化財にかかるイベントが相次いでいる。これらの文化財はいうまでもなく市民の宝であり、市教育委員会では、報道機関への情報提供や文化財講座の開催等を通じて周知をはかり、あるいは実際に目にしたり体感したりする機会を創出するよう努めているところである。

先に挙げたものに限らず、文化財とはかけがえがなく貴重なものであるため、適切に管理された環境下で永く保存し、市民がいつでも接することができるように展示公開し、専門的な知識をもつ学芸職員による調査・研究によって理解を深められるべきものである。また、文化財が目に見える形で集約される場があることにより、そこへ子どもから大人まで様々な人が集い生涯学習の機会が生まれることにもなる。

すなわち、文化財を次世代に引き継ぎ、また、十分に活用するためには博物館が必要である。

残念なことに、現在の本市にはこれらの条件を満たす施設は存在しない。しかし、整備しようという取り組みは、平成11年の「『座間市にふさわしい博物館をめざして』合同検討会議」設置以来、長年にわたって続けられてきた。現在まで実現には至っていないが、博物館整備の必要性に対して、財政・人員等のクリアしなければならない課題もまた存在することは確かである。

本提言は、平成17年の提言「地域を生かす郷土博物館施設を目指して」を踏まえた上で現状を再確認し、博物館整備のために必要な準備態勢や整備後の運営についての構想をまとめるものである。

（1）座間市郷土資料館整備事業検討委員会について

本市における博物館の整備を目指す取り組みは、座間市第3次総合計画（平成3～22年度）において目標となった博物館の整備について議論するため、平成11年に市文化財保護委員会と市文化財調査員協議会による合同会議「『座間市にふさわしい博物館をめざして』合同検討会議」が設置されたことをもって始められた。この合同会議による協議の成果は、提言「地域を生かす郷土博物館施設を目指して」として平成17年にまとめられている。

これを受けて、第4次総合計画（平成23～令和2年度）では郷土資料館整備事業が目標に掲げられ、平成25年に、学識経験者、市文化財保護委員会会長、市文化財調査員協議会会長、郷土研究団体の長等を委員とした「座間市郷土資料館整備事業検討委員会」が設置された。当委員会においては、おおよそ年間3回の会議を開催し、文化財の保存状況の調査や市民を対象としたアンケート案の検討、近隣に所在する博物館等の視察も含め、これまで議論を重ねてきたところである。

主な活動内容については、資料編「座間市郷土資料館整備事業検討委員会年譜」（資料1）を参照されたい。

(2) 博物館の定義について

博物館は、博物館法第2条において「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義される。

博物館は、次の表のように登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設に分類される。

種別	登録要件 (設置主体)	設置要件	概略
登録博物館	地方公共団体、一般社団法人、宗教法人など	・ 館長、学芸員必置 ・ 年間150日間以上開館など	博物館法の定義で定めた事業を行う目的の機関
博物館相当施設	制限なし	・ 学芸員に相当する職員必置 ・ 年間100日以上開館など	博物館の事業に類する事業を行う施設
博物館類似施設	制限なし	制限なし	博物館と同種の事業を行う施設

(文化庁ウェブサイトに掲載の表から作成)

また、上記のほかに文化財の展示を目的とする施設として、文化財保護法第53条に規定される「公開承認施設」がある。これは、文化財の公開に適した施設としてあらかじめ文化庁長官の承認を得ることで、重要文化財を公開しようとする際の同長官への許可申請手続きが簡素化されるものである。承認されるためには、習熟した学芸員2名以上の配置、過去5年間に重要文化財を適切に公開した実績が3回以上ある等の条件がある。(例：神奈川県立歴史博物館)

なお、「博物館の望ましい姿」(日本博物館協会、平成15年)では、博物館に望まれる姿が次のように示されている。

- ① マネージメント…社会的使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う
- ② コレクション…社会から託された資料を探求し、次世代に伝える
- ③ コミュニケーション…知的な刺激や楽しみを人びとと分かちあい、新しい価値を創造する

(3) 施設の名称について

本委員会の名称中には「郷土資料館」と掲げられているが、これは平成8年に解体された旧歴史民俗資料館の再建を目標として発足したためである。ただし、本委員会の前身にあたる会議の名称は、先述のとおり「『座間市にふさわしい博物館を目指して』合同検討会議」であった。

このように、会議の名称は変遷を経ているが、法令上、「資料館」と「博物館」の間に明確な区分はない。あえてその差異を挙げるとすれば、「資料館」という名称は文化庁がかつて支出していた「歴史民俗資料館」を対象とする補助金において用いられていたもので、文化庁管轄の施設として歴史資料の収集・保存を第一としており、展示は従属的なものとされる。他方、「博物館」は「社会教育法の精神に基き(博物館法第1条)」制定された「博物館法」にて定義され

ており、教育普及・展示公開に重きを置くという傾向がある。

また、名称が施設規模を表すという側面もある。すなわち、延床面積として、昭和48年の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）において「博物館」は総合博物館の場合3,000㎡が目安とされ、また文化庁補助金による「歴史民俗資料館」は1,500㎡とされるのである。

一方で、近年の「博物館」には、都市機能の一部として生涯学習施設の役割を果たすことが期待される方向性があり、このことは本委員会が検討する施設の性質にも合致している。

よって、前身会議の目的も踏まえたうえで、本委員会が整備を目指す施設の名称を「座間市郷土博物館」とすることを提案するものである。

なお、以後の文中では、提言の対象となる施設については「郷土博物館」の語に統一する。

（４）なぜ郷土博物館が必要なのか

ここでは、郷土博物館がその役割を果たすために必要となる機能について提案する。次に示すように、郷土博物館に求められる機能は文化財保護のみではない。市民の宝である文化財を広く活用し、地域に還元していくことが必要である。

ア 考古遺物・古文書・民具・無形文化財等を含む文化財を収集・記録、調査・研究し、保管する

地域の特性・歴史に関する資料は、放置しておけば劣化あるいは散逸し、後世に伝わらなくなってしまう。このことに対し、学芸員の調査・研究を通して資料を収集・記録し、適切に管理された収蔵庫で永く保管できる郷土博物館が必要である。

イ 文化財を公開し、市民に郷土の歴史・文化を広く伝える

文化財を適切に保管していても、収蔵庫に収めたままでは市民がそれについて研究したり、学んだりすることが出来ない。このため、テーマを設定するなどして解りやすく、また常に見学できるよう展示し、さらに展示物について研究し、詳しく解説できる学芸員を配置した郷土博物館が必要である。

ウ 学校教育との連携

学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校の授業において、博物館の活用を図るものとされている。児童・生徒の学習の質を高めるため、豊富な展示物を備え、学習の助けとなる学芸員を配置した郷土博物館が必要である。

エ 市民による郷土史研究・地域研究等の学習拠点

郷土の歴史や文化に興味をもつ人々が有機的に結びつき、学芸員による学習支援の下で研究会等の活動を行う拠点として、郷土博物館は地域に必要不可欠な存在である。また、学習成果をもってボランティア活動等に取り組む人材が育成されることも期待できる。

オ 市民の文化交流・コミュニティ・地域振興の拠点

市民の活動が活発に展開されれば、子どもと大人、あるいはサークルとボランティア団体等の利用者同士が影響しあい、より豊かな文化的土壌が醸成されることになる。このような文化センターの役割を果たすため、郷土博物館が必要である。

2 座間市におけるこれまでの経緯と現状

(1) 旧歴史民俗資料館の整備と解体

座間市において、過去に博物館に類する施設が整備されたことがなかったわけではない。

昭和50年、文化庁による「地方歴史民俗資料館建設費補助金」を活用して「座間市歴史民俗資料館」が整備された。所在地である「座間市座間2丁目2882番地の1」は、当時の市庁舎所在地に近く、旧座間市公民館と隣接していた。この資料館では、民具や考古資料の収集・展示を精力的に行い、小学生が引率されて見学に訪れるなど活用されていた。しかし、収蔵スペースが逼迫していたことや施設が老朽化していたことから、平成8年に市庁舎の緑ヶ丘地域への移転と前後して解体された。

その後、施設の再整備を目指し、『座間市にふさわしい博物館を目指して』合同検討会議の設置(平成11年)と提言「地域を生かす郷土博物館施設を目指して」(平成17年)を経て、本委員会「座間市郷土資料館整備事業検討委員会」の発足(平成25年)に至っている。しかし、施設の再整備は座間市第3次・第4次総合計画に盛り込まれながらも実現していない。

「座間市歴史民俗資料館」で保管されていた資料は、資料館の解体後は次に示す「ア」「イ」の方法で取り扱われている。このように旧施設が保有していた資料の保管機能と展示機能は不完全な状態で分割継承されており、これらを再び集約する意味においても施設の再整備が望まれる。

ア 公民館「歴史民俗資料室」における展示

座間市公民館2階の「歴史民俗資料室」において、資料の一部が展示されていて、自由に見学することができるが、スペースが狭く普段は消灯されているなど、好ましい状況ではない。

展示内容は、旧石器時代や縄文時代の考古遺物から、近代の養蚕関係の民具、昭和時代の茶の間の再現等、大まかな年代を追うものである。

資料室面積	42㎡
展示内容	
考古遺物	約160点
民具	約130点

イ 市内各所における保管

「歴史民俗資料室」で展示されていない資料は、市内三カ所の施設で保管されている。ただし、これら保管場所には文化財保護に必要な温度・湿度等を調整する設備が備わっておらず、資料は劣悪な環境の下に長期間置かれているため、多くの資料が劣化や損傷のために公開不可能な状態に追い込まれている。さらに、資料分類用のタグが退色したり、タグ取付け用の針金が錆びて欠損したりするなど、現状では活用できる状態にない。

なお、現在の保管施設は今後の公共施設再整備計画において廃止されていく見込みであるため、保管物の移管先の確保は急務である。

保管状況については、資料編「旧歴史民俗資料館収蔵資料の保管状況」(資料2)を参照されたい。

(2) 市史編さん事業における資料収集

旧歴史民俗資料館を中心とした民具や考古資料の収集と現状については前述のとおりだが、一方で、市史編さん事業の過程で収集・調査された資料が存在する。

かつて、昭和42年に開始された県史編さん事業として、初めて資料の所在調査(県調査)が行われた。また、昭和53年4月には企画課(当時)に市史編さん係が設置され、昭和54年4月より悉皆調査(市調査)が始められた。この調査では市内を5地区(入谷・座間・栗原・新田宿・四ツ谷)に分け、成果を『座間市史資料所在目録(2～5集)』(昭和59・60年)にまとめた。この目録によれば、資料の数は22,339点(165家)を数える。なお、資料の内容は中世から近代までの古文書が中心である。

市史資料は、あくまで市史編さんのために調査されたものであったため、複写したものが市に保管され、原本は所有者に返却された。これら原本は長い時を経て継承されてきた貴重な文化財でもある。

市指定重要文化財である『大矢純一家文書』他数点の資料は、例外的に市立図書館地下書庫に保管されているが、「座間市史資料所在目録」に収録された古文書資料のほとんどは民間の所有者が管理していることになる。しかし、長年にわたり追跡調査が行われなかったため、各資料原本の現状は明らかでなく、散逸あるいは消滅している可能性がある。

したがって、これら資料の現在の所有者・所在地・保管状態等を調査確認し、現在も所有者の下で管理されている資料を将来にわたって安全に保管する環境について検討する必要がある。

保管中の市史資料については、資料編「市史資料(古文書)保管状況」(資料3)を参照されたい。

3 郷土博物館を整備するにあたって必要なもの

(1) 場所

ア 施設と延床面積

郷土博物館にとって必要な施設は、利用者空間（常設展示室・特別展示室・講座室・市民活動スペース等）・学芸員空間（研究スペース・収蔵庫・作業室等）・管理共用空間（ホール・階段・トイレ・事務室・倉庫等）の3つに分類される。

これらのうち、学芸員空間に含まれる収蔵庫の容量は特に不足しがちである。これは、収蔵庫で保管される資料は基本的に廃棄されることはなく、新たに発見・収集された資料はすべからず保管すべきであることから、収蔵庫の容量が消費されていく一方になるためである。旧歴史民俗資料館や近隣市施設整備の事例（資料編「近隣市博物館整備事例」（資料5）を参照）にも見られるように、収蔵庫の容量不足は施設再整備の理由になり得る重大な問題である。したがって、将来に渡って郷土博物館を活用するためには、設置する収蔵庫の容量に余裕をもたせておかなければならない。

また、利用者空間に含まれる市民活動スペースは、文化センターの役割を持つ郷土博物館にとって重要である。このスペースは体験学習室や会議室を含んでおり、講座やワークショップの開催、市民団体による学習会やボランティア団体の活動拠点とする等の活用を図ることで、郷土博物館と地域を有機的に結びつけることができる。一方、「withコロナ時代」に適応するため、ソーシャルディスタンスを確保できる空間や空調設備等に配慮して感染症対策を充実させ、市民が安心して利用できる施設として整備されるべきである。

なお、資料編「現有資料保管に要する面積の計算」（資料4）に示すとおり、現状の資料を保管するためには約239㎡の収蔵庫が必要であるが、開館後10～20年ほど使い続けるにはこの3倍程度の容量が必要であると考えられる。このため、新たに整備する郷土博物館には最低でも約720㎡の収蔵庫が必要となる。さらに、研究スペースや作業室を加えると、学芸員空間は約1,000㎡を占めるものになる。

前述した利用者空間・学芸員空間・管理共用空間の面積は、博物館学においては、4：3：3の比率が理想的であるとされる。この比率において学芸員空間を1,000㎡とすれば、施設全体の延べ床面積は約3,300㎡となる。

この延べ床面積の中で、各施設を適切に配置する必要がある。

イ 設備

郷土博物館にとって必要な施設については前項で示した通りだが、これらのうち収蔵庫や常設・特別展示室は、長期間に渡って資料を保管するための設備を備えていなければならない。即ち、「耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止」（「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」第15条第1号）のための設備である。

特に、概ね紙製品である歴史資料（古文書）は、カビの被害やシバンムシ類・シミ類等の虫による食害に遭うと、資料やこれに含まれる情報が永久に失われてしまう。同様に、木製品が多い民俗資料（民具・農具）は、キクイムシやシロアリ等による食害を受

ける。このため、展示室や保管庫の害虫・カビ発生数は限りなくゼロに近い必要があり、これらの対策として、資料受入れ時のクリーニング作業や定期的な燻蒸処理、侵入を遮断するための設備等を導入する必要がある。一方、民具や考古遺物に含まれる金属部分の腐蝕対策としては、温度・湿度の管理が重要である。

また、施設をバリアフリー化・ユニバーサル化するため、「青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備」(同基準第15条第2号)が必要である。

なお、令和元年台風19号により、川崎市市民ミュージアムが地階に備える収蔵庫等の施設が浸水し、膨大な量の収蔵品が壊滅的な被害を受けた例からも解るように、設備の設置場所にも配慮しなければならない。

ウ 立地条件

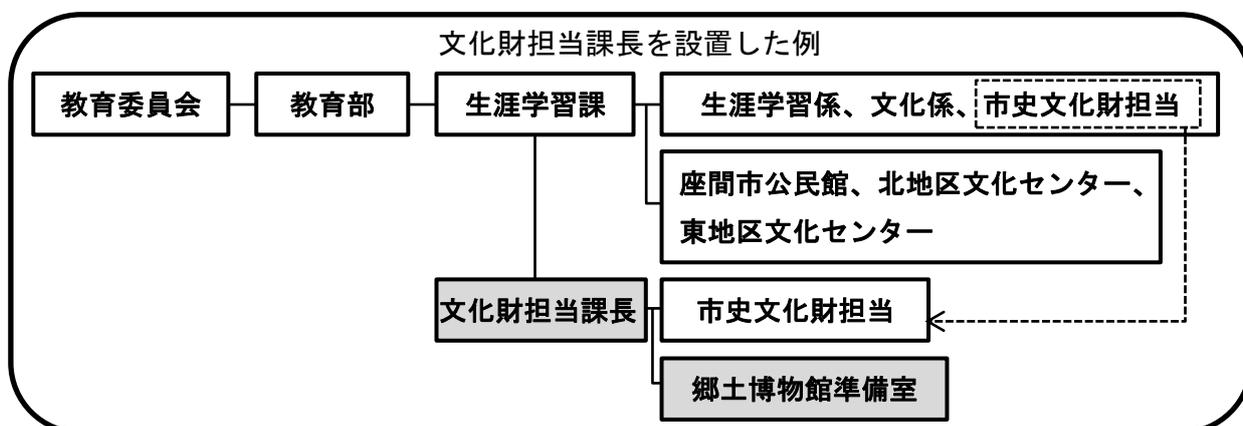
来館を容易にするため、公共交通機関からのアクセスが良好であること、あるいは広い駐車場を備えることが望ましい。市内外小中学校の校外学習等による利用を考慮すれば、大型バスへの乗降を可能とする空間も必要となる。

また、梨の木坂横穴墓群等の史跡や、谷戸山公園等の動植物を観察できる地域に近接して設置することで、より多彩な学習を可能とすることができる。

(2) 組織

郷土博物館の準備段階においては、「博物館の設置に先立って準備のための組織を整え、専門的職員を配し、資料の調査・研究、収集、保管、展示計画等の具体的な準備をすることが必要」(旧「公立博物館の設置及び運営に関する基準の告知について(通達)」別記3)とされる。本市においては、「郷土博物館準備室」を生涯学習課に新設、さらに同じく専門性の高い市史文化財担当を所管する担当課長を配置するのがよいと思われる。郷土博物館準備室には、次項に示すような学芸員を採用して、資料の収集や研究、効果的な展示や保管方法についての準備・計画を進めていく。ただし、準備室設置から郷土博物館開館まで長い期間が必要となることが予期されるため、学芸資質のみならず調整能力等も含め、長期の準備作業に耐えられる人材が求められる。

また、基本構想策定、建築計画、展示計画等の各段階に応じて有識者を交えた委員会を設置し、専門家の意見を取り入れることが必要である。



ア 学芸員の配置

郷土博物館における学芸員の業務は、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」（博物館法第4条第4項）ことである。郷土博物館整備後は当然ながら、準備段階にあっても、業務に関する調査・研究等を進める必要がある。また、業務の専門性が高く幅も多岐に渡るため、一人で複数分野を担当することはできない。調査・研究および展示する分野ごとに、適正な人数の学芸員を配置すべきである。

本市の場合、次のような配置が望ましい。

分野	人数	対象文化財等
考古	2	考古資料
歴史	2	古文書、石造物
民俗	1	民具、無形文化財、伝承等
自然	1	動植物、天然記念物

（「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を参考）

（3） 展示物

本市には、郷土博物館で展示するに値する文化財や資料が多数存在する。代表的なものについては、資料編「展示物の候補となる資料例一覧」（資料6）を参照されたい。専門的な人員と設備が備わってこそ活用可能な資料も少なくない。

（4） 建設費

建設予算については、現在のところ具体的に論じる段階にはない。しかし、基本的には市が設計・建設・運営を担う直営事業として、市費をもって賄うことになる。この場合、国庫補助等を活用できる可能性がある。

一方、近年ではPPP:Public Private Partnership（官民連携事業）を取り入れる方法も考えられる。この場合は後述するように、設計・建設を民間が主導することになる。

ア 国庫補助事業

（ア） 地方交付税普通交付税（総務省）

文化財の保存・活用に係る国庫補助事業の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が拡充される。対象は保管施設の整備であり、郷土博物館の場合はその一部である収蔵庫の新設が対象となる。

（イ） 社会資本整備総合交付金（国土交通省）

郷土博物館は、本交付金の対象となる「優良建築物等整備事業（都市再構築型優良建築物等整備事業）」における中心拠点誘導施設のひとつに位置付けられており、これを新設する場合に交付対象となる。

（ウ） 公共施設等適正管理推進事業債（総務省）

学校施設の再利用等、従来施設を転用する形で郷土博物館を整備する場合に、「公共施設等総合管理計画」を策定した上で「個別施設計画」を作成すれば、地方債の起債対象となりうる。

イ PPPについて

PPPとは、公共サービスの提供に民間が参画する手法のことで、民間資本や民間のノウハウを活用し効率化や公共サービスの向上を目指すものであり、広くはPFI¹や指定管理者制度、包括的民間委託などが含まれる。従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、それぞれを個別に発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的であるかについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、様々な方法で連携し運営していく方法である。

なお、事業規模が小さい場合は民間事業者の利潤も少ないためPPPの導入が困難な場合があり、先行事例では10億円以上の事業規模が多いとされている。また、従来型事業に比べた事業費削減率も導入の是非を判断する指標となる。

座間市では、上下水道局庁舎等整備事業においてBOT方式²の採用例がある。

(5) 市民の声

本委員会では、事業に市民の声を反映させるために市民向けアンケートを作成し、生涯学習課主催で平成29年度に2回実施されたセミナー参加者(39名/1回目、38名/2回目)計77名を対象にアンケート調査を試行した。(集計結果は資料編「座間市の文化財等に関する調査(主催イベント参加者用)」(資料7)を参照)その結果、多くの回答者が郷土資料館の建設を望んでいるというサンプルが得られた。

なお、本格的に実施する際には、統計学的観点から1,200人を対象にアンケート票を配布し、400サンプルの回収を目指すものとする。

¹ Private Finance Initiative。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

² Build Operate and Transfer。民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式。

4 郷土博物館整備後の運営

郷土博物館の整備後は「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日 文部科学省告示第165号）」にあるように、その整備の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定・公表し、これを踏まえ、年度ごとに事業計画を策定・公表する。

また、生涯学習社会の実現という理念に貢献するための教育・学習支援という普遍的な機能を発揮するため次に示すような活動を行い、またそのことを持続可能なものとするための取り組みが必要となる。

（1） 郷土博物館整備後の組織

郷土博物館準備段階で設置される「郷土博物館準備室」は、郷土博物館整備後には室長を館長へと改め、学芸職員を引き継いで館の職員とし、更に事務職員を加えて運営にあたるのがよいと思われる。

なお、現在の市史文化財担当との関係性を考えた場合、埋蔵文化財行政を所管する文化財保護担当とは区別しなければならない。これは、郷土博物館考古学芸員が行う発掘は学術発掘である一方、埋蔵文化財担当専門職員が行う発掘は行政発掘であり、行為としては類似するものの相互に兼ねることができないためである。一方、市史資料の多くが郷土博物館に移管されるのであれば、現在のところ市史文化財担当内にある市史編さん室を郷土博物館へ統合することには合理性があると思われる。

また、利用者や有識者による諮問機関である博物館協議会を設置（博物館法第20条）し、意見・提言を博物館の事業や運営に活かしていくことが必要である。

（2） 資料収集・保管

郷土博物館にとって資料とは、展示を通じた教育、学習支援、調査研究といった、博物館に不可欠な活動の基盤となるものであり、この活動を維持または発展させるため、資料収集を継続していく。これには、市史資料や埋蔵文化財包蔵地から発見される考古資料も含まれる。これら資料の所在等の調査研究を行い、所在状況及び展示効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集する。

収集された資料は、適切な条件に管理された環境下で、専門知識をもつ職員によって整理・保管される必要がある。

(3) 展示

基本的運営方針に基づいて所蔵資料の常設的な展示を行い、または特定の主題に基づいて所蔵資料や臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別展示を行う。展示には、確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用い、展示の効果を上げるための工夫を行う。常設展示においては、必要に応じて展示の更新を行う。

分野ごとには、次のような活用が考えられる。

ア 民俗

座間は急激な都市化以前は農村地帯であったため、使われてきた民具は農業や養蚕に関するもの、あるいは調理器具等の生活用品が多い。使用可能な状態で保存中のものもあり、小学校の稲作体験学習等において千歯こきの実演をした例がある。一部の民具は、市公民館内歴史民俗資料室で展示中である。これらを郷土博物館で専任の学芸員が分類・管理することによって、より系統立てられた展示や、活発な資料の貸出しが期待できる。

また、養蚕農家の特徴的な家屋構造は、産業構造が変化して久しい現在ではほぼ失われたものであるため、現存する図面資料を基にこれを再現して展示・保存することで、郷土の文化を後世に伝えることが出来る。

無形文化財としては、市の代表的な祭りである「大凧祭り」によって既に高い知名度をもつ大凧揚げ習俗や、入谷歌舞伎・祭囃子等に関する展示は、現在も息づいている郷土の伝統文化として、生き生きとした歴史を見学者に伝えることができる。

イ 考古資料

近年、座間では埋蔵文化財包蔵地の発掘調査が相次いでおり、縄文時代を中心とした資料や遺構も発見されている。なかでも、南栗原地域に所在する「下谷遺跡」の発掘調査において発見された翡翠の太珠は貴重な資料であり、見学者の興味や感動を引き出す有力な展示物になる。また、過去の横穴墓の調査において発見された副葬品が市公民館歴史民俗資料室にて展示中であり、前述の資料とあわせて魅力的な展示パッケージを構成することができる。

ウ 市史資料

現在、市指定重要文化財「大矢純一家文書」外数点の古文書を図書館地下の書庫に保管しているが、企画展示等の機会を除き、基本的には公開していない。郷土博物館で学芸員による研究や分類を進め、レプリカなどを用いた有効な展示を行えば、見学者にとっては、実際に目にする資料と歴史との繋がりを実感し、郷土への思いを強められる。

なお、前述のとおり、過去に所在を把握しつつ追跡調査が行われていない古文書が多数存在する。市史編さん事業としてこれらの所在を明らかにし、また郷土博物館へ移管することができれば、展示内容はさらに充実する。

エ 自然

座間の地形的特徴である河岸段丘や座間丘陵は、「座間は坂が多い街」という感覚を通じて、多くの市民にとって身近なものであると思われる。市域の地形模型を展示することによって具体的に示し、見学者の理解をより効果的に深めることができる。この展示は、座間の観光資源のひとつである「湧水」と段丘崖の関係を示すためにも有用であ

る。

また、豊富な動植物を擁する谷戸山公園と連携し、公園で見学した内容を郷土博物館で深めてもらう、あるいは公園の事業へ学芸員を派遣する等の相乗効果を期待できる。

ほかにも、芹沢公園内地下壕の内壁に露出している「箱根東京軽石層」といった特徴的な地層も、過去の事跡を後世に伝える資料として紹介に値する。

オ その他

写真資料を用いて、近現代の座間の姿を展示することができる。例えば、相模川に関して、渡し船や砂利採取船、木造座架依橋などの既に失われた光景を紹介できる。座間キャンプ（旧陸軍士官学校）や、相武台前・座間両駅などの鉄道敷設関係、畑地灌漑用水路整備や相模野台地の工業化等、座間近代化のストーリーを展示することで、郷土の歴史への理解を深めることができる。座間の発展に関係が深い日産自動車に関しては、日産ヘリテージコレクションに展示資料の協力を要請することも考えられる。

（４） 資料の調査・研究

基本的運営方針に基づき、資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、分野毎の専門的、技術的な調査研究並びに資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努める。

また、調査・研究の対象とする資料は所蔵資料に限らず、周辺に所在する文化財をも対象にすることにより、地域の文化財に関する調査・研究成果を蓄積する。

（５） 教育・普及活動等

ア 効果的な学校の郷土学習

市内小中学校においては社会科副読本として「わたしたちの座間」（小学３年生）、「中学校社会科資料集 座間」（中学１年生）を使用して郷土学習が行われている。加えて、郷土博物館で実物の資料を見学したり触れたりすることは、子どもたちの郷土学習にとって大きな効果を期待できる。

イ 市民への拡がり

資料に関する各種の講演会や研究会等を開催し、理解を深めながら市民同士が交流する機会を設け、新たな活動の創出を図る。さらに、館外巡回展示の実施等により、館外においても資料を活用するとともに、既存の文化施設や他の博物館との連携が可能となる。

また、学校の教職員及び社会教育指導者向けの研究部会を開催し、教育内容の向上に寄与する。

（６） ボランティアの導入

生涯学習活動の拠点として多様な事業を展開していくにあたり、地域の人々からボランティアを募り積極的に起用していく。ボランティアの活動内容としては展示解説や行事補助等が考えられる。なお、「平成３０年度社会教育調査」（文部科学省）によれば、ボランティア登録制度は博物館施設のうち４１．５％に採用されている。

ボランティアが参画することにより、利用者にとってはより身近な視点からの学習支援を受けられることが郷土博物館に対する親しみやすさに繋がり、またボランティアにとってはその活動自体が自身の学習成果を活かす場となるため、双方の学習意欲をより高めることになると考えられる。ただし、ボランティアはあくまで専門家ではないため、学芸員による研修を実施するなど学習支援内容の専門性・正確性の確保に取り組む必要もある。

(7) その他サービス

来館者に対し展示の図録等を販売し、学習の補助とすることができる。

また、カフェ等のくつろぎの場を設置し、障害者支援団体にその運営を委託することで、障害者就労支援にも寄与することが出来る。

(8) 管理・運営費等

公立の郷土博物館は、「入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」(博物館法第23条)ため、基本的に収益を生じない。ただし、「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」(同)ことから、近隣市施設を例に挙げれば、特別展示観覧料や特定施設(プラネタリウム等)入館料等の徴収を行う場合がある。

以上のことから、市の資金による運営が前提ではあるが、次の国庫補助が適用できる場合がある。

ア 地方交付税特別交付税(総務省)

「博物館があるため、特別の財政需要があること」(特別交付税に関する省令第5条3項ロ(10))に対し交付される。解説の多言語化、企画・展示、広報等のソフト事業も対象となる。

イ 地域と共働した博物館創造活動支援事業(文化庁)

地域に存する文化財を活用した地域共働の創造活動や地域の魅力の発掘・発信、小・中・高等学校と連携した地域文化の担い手の育成、社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施等、地域との結びつきを活かした事業が対象となる。なお、資料の収集・保管、展示等の日常的な事業は対象外となる。

ウ 博物館クラスター形成支援事業(文化庁)

地域の文化財の掘り起こしや研究、伝統芸能や行事との連携による博物館活動の活性化、これらの活動を他施設や団体との連携により実施する取り組みが対象となる。なお、資料の収集・保管、展示等の日常的な事業は対象外となる。

エ 公共施設等適正管理推進事業債(総務省)

「公共施設等総合管理計画」を策定し、その上で「個別施設計画」を作成すれば、公立博物館の「長寿命化事業」が地方債の起債対象となりうる。

5 おわりに

座間には、広く市民の目に触れられる機会に恵まれずに保管され、あるいは保管されながらも劣化していく資料が多く存在する。しかし、この状況を根本的に解消するための施設は、平成8年の旧歴史民俗資料館解体以来、本市域には存在していないのである。

郷土博物館の整備については、本委員会の前身会議を含めれば20年以上に渡って議論が続けているが、現在に至るまで整備が実現していないことは誠に残念なことである。この間に市の財政状況は変化し、財政健全化のため公共施設再整備計画が施行されるなど、新施設を整備する環境としては厳しさを増していることは、本委員会も承知しているところである。

しかし、市民の宝である文化財を将来へ引き継ぎ、また、郷土について深く学ぶ場について考える時、本委員会は本書で示したように、郷土博物館を整備することを提言するものである。

この提言が整備事業の骨子となり、進展の礎となることを期待する。

令和2年度座間市郷土資料館整備事業検討委員会

会 長	金子 皓彦	(座間市文化財保護委員会会長)
副会長	浜田 弘明	(桜美林大学教授)
委 員	大谷 之彦	(文化財調査員協議会会長)
委 員	太田 司郎	(座間ふるさとガイドの会会長)
委 員	西川 麻里子	(座間市校長会会長)

事務局 (座間市教育委員会教育部生涯学習課市史文化財担当)

課 長	松崎 佳子
主 査	稲垣 禎
主 事	北沢 寛
主 事	佐柄 雄斗